

岩倉市光化学スモッグ緊急時対策要領

(趣旨)

第1条 この要領は、光化学スモッグによる市民の被害を防止するため、その緊急時対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(周知)

第2条 光化学スモッグ予報、注意報、警報又は重大警報（以下「光化学スモッグ予報等」という。）が発令された場合は、次項から第6項までの規定により周知を行うものとする。この場合において、発令時の周知事項については、別紙1のとおりとする。

2 環境保全課は、光化学スモッグ予報が発令されたときは、別紙2の光化学スモッグ緊急時連絡体制一覧表に従い関係各課及び関係機関（以下「関係各課等」という。）に連絡し、連絡を受けた関係各課等は、光化学スモッグ注意報、警報又は重大警報（以下「光化学スモッグ注意報等」という。）の発令に備えるものとする。

3 環境保全課は、光化学スモッグ注意報等が発令されたときは、前項の規定に準じて関係各課等に連絡するとともに、次の対応を行うものとする。

(1) 広報車による広報活動を行うこと（警報以上の時は、別紙3によるものとする。）。

(2) 市役所玄関前に「光化学スモッグ注意報（警報等）発令中」と記された紙（以下「周知用紙」という。）（別紙4のとおり）を掲示すること。

(3) 市長及び副市長に報告すること（警報以上の場合に限る。）。

4 連絡を受けた関係各課等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対応を行うものとする。

(1) 協働安全課 市民プラザに通報し、周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。

(2) 行政課 庁内放送を行い、来庁者及び職員への周知を行うこと（別紙5によるものとする。）。

(3) 福祉課 ふれあいセンターに通報し、周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。

- (4) 長寿介護課 多世代交流センター（さくらの家）及び南部老人憩の家に通報し、周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。
- (5) 健康課（保健センター） 次に掲げる対応を行うこと。
 - ア 周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。
 - イ 必要に応じて、休日急病診療所に通報し、利用者及び職員への周知を行うこと。
- (6) 消防署 次に掲げる対応を行うこと。
 - ア 周知用紙の掲示その他の方法により、職員への周知を行うこと。
 - イ 必要に応じて、防災コミュニティセンターに通報し、利用者及び職員への周知を行うこと。
- (7) 学校教育課 小学校、中学校及び学校給食センターに通報すること。
- (8) 生涯学習課 次に掲げる対応を行うこと。
 - ア 生涯学習センター、図書館及び総合体育文化センターに通報し、周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。
 - イ 必要に応じて、テニスコート（野寄テニスコート）及びスポーツ広場（野寄スポーツ広場・石仏スポーツ広場）に通報し、利用者及び職員への周知を行うこと。
- (9) 子育て支援課 次に掲げる対応を行うこと。
 - ア 保育園、児童館及び放課後児童クラブに通報し、職員への周知を行うこと。
 - イ 子ども発達支援施設（あゆみの家）に通報し、職員への周知を行うこと。
 - ウ 地域交流センター（みどりの家・くすのきの家・ポプラの家）及び青少年宿泊研修施設（希望の家）に通報し、周知用紙の掲示その他の方法により、利用者及び職員への周知を行うこと。
 - エ 私立保育園、私立幼稚園、認定こども園及び小規模保育事業所に通報すること。
- (10) 名古屋鉄道(株)岩倉駅 利用者及び職員への周知を行うこと。

5 環境保全課は、光化学スモッグ予報等が解除され、又は該当するものに切り替わったときは、第2項の規定に準じて、関係各課等に連絡するとともに、必要に応じて広報車による広報活動（別紙6によるものとする。）を行うものとする。

6 前項の連絡を受けた行政課は、必要に応じて庁内放送（別紙7によるものとする。）を行うものとする。

（健康被害が発生した場合）

第3条 関係各課等は、健康被害が発生した旨の通報を受けたときは、環境保全課に次の事項を報告するものとする。

- (1) 被害者の住所、氏名、性別、年齢及び電話番号
- (2) 被害を受けたときの環境状況
- (3) 症状（目又はのどの痛み、めまい等）
- (4) その他参考事項

2 健康課（保健センター）は、健康被害が発生した者からの被害症状についての相談があった場合の対応を行うものとする。

（被害状況の調査）

第4条 環境保全課は、被害が発生した旨の報告を受けた場合は、直ちに江南保健所と共に被害状況を調査するものとする。

（休日の場合の取扱い）

第5条 光化学スモッグ予報等が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に発令されたときは、原則として、平日と同様の対応を行うものとする。

（雑則）

第6条 この要領に定めのない事項について、必要が生じたときは、江南保健所又は関係機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。